## 地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について
- (1)産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の実態を踏まえ、国の主要施策である質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。
- (2) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の 確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、 廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期の医療体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (3) 予防接種について
  - ① 子宮頸がん、インフルエンザ菌 b 型 (Hib) 及び小児用肺炎球菌ワクチン等、WHOが推奨する予防接種について、早期に定期接種として位置付けること。
  - ② 自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、国において、自治体負担の軽減のための十分な財政支援策を講じること。
  - ③ 国民が等しく接種できるよう、国において、十分な普及啓発を行うこと。
- 2. 少子化対策について
- (1) 子ども手当について
  - ① 子ども手当は、システム整備等の事務費や人件費を含め、全額国庫負担とし、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。

また、保育料、給食費等の未納問題に対応するため、必要に応じて子ども手当を未納の保育料等に充当できるよう法律に明記すること。

② 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備に向け、都市自治体 は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることから、全国一 律の現金給付による子ども手当と保育サービスをはじめとする子育て関 係経費とのバランスにも十分配慮すること。

また、保育サービスなどの子育て施策については、国において、十分な 財源を確保し、地域の実態に応じたものとなるよう地方の裁量に委ねるべ きであること。

③ 子ども手当の具体的な制度設計に当たっては、地域主権の理念に基づき、「国と地方の協議の場」等における都市自治体の意見を十分尊重して、総合的な子育て支援策に関し、国と地方の役割分担を明確にした制度の構築を図ること。

また、国民の理解が十分得られるよう、国はその責任において、積極的 な広報活動を行うこと。

- (2) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
- (4) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の 軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とする こと。

## 3. 障害者施策の充実について

(1)障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及 び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担 が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、サービス利用者の公平性の確保に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。

(2) 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、関係者や都市自治体の意見も 尊重し、国民が理解しやすい安定した制度とすること。

また、障害者が必要なサービスを受けられるよう利用者負担に配慮すると ともに、制度移行に係る経費について十分な財政措置を講じること。 (3) 障害者(児)の多様なニーズに適応した福祉施設の整備や運営について、 更なる財政措置の充実を図ること。